

第8節 その他の金融機関に対する金融検査

I 信用保証協会に対する金融検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、財務局等と都道府県又は市の検査・監督を受けており、平成12年3月末現在の数は52協会である。

平成12検査事務年度は、平成13年5月31日現在で8協会に対して検査に着手し、そのうち2協会に対して検査結果を通知している。

II 貸金業者に対する金融検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業の規制等に関する法律に基づき、財務局等の検査・監督を受けており、平成12年3月末現在の数は1,168業者である。

平成12検査事務年度は、平成13年5月31日現在で105業者に対して検査に着手し、そのうち64業者に対して検査結果を通知している。

III 前払式証票発行者に対する金融検査

前払式証票発行者のうち、第三者型発行者は、前払式証票の規制等に関する法律に基づき、財務局等の検査・監督を受けており、平成12年3月末現在の数は1,653発行者である。

平成12検査事務年度は、平成13年5月31日現在で130発行者に対して検査に着手し、そのうち82発行者に対して検査結果を通知している。

IV 抵当証券業者に対する金融検査

抵当証券業者は、抵当証券業の規制等に関する法律に基づき、財務局等の検査・監督を受けており、平成12年3月末現在の数は126業者である。

平成12検査事務年度は、平成13年5月31日現在で5業者に対して検査に着手し、そのうち2業者に対して検査結果を通知している。

V 商品投資販売業者に対する金融検査

商品投資販売業者は、商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、財務局等と農林水産省及び経済産業省の検査・監督を受けており、平成12年3月末現在の数は138業者である。

平成12検査事務年度は、平成13年5月31日現在で1業者に対して検査に着手し、検査結果を通知している。

VI 火災共済協同組合に対する金融検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、金融庁・財務局等と経済産業省の検査・監督を受けており、平成12年3月末現在の数は44組合である。

平成12検査事務年度は、平成13年5月31日現在で2組合に対して検査に着手している。